

第 2 回生命倫理専門調査会での主な議論について

1. ES細胞の使用に関する理念を明記しなくていいか。

ES細胞の樹立に関しては、第 4 条で基本的な理念が明記されているが、使用についても基本的な理念を記載するべきではないか。

使用については個体の産生を禁止するなど限定はかかっている。それ以上のものを明記すると研究の妨げになるのではないか。

ES細胞の使用についても、樹立の際の基本理念と変わるところはないのではないか。

2. 「礼意を失わないよう」の書きぶり (第 4 条関係)

「礼意を失わないよう」というのでは意味が分からない。「人の尊厳を損なわないように」と修正すべき。

ヒト胚は人そのものではないという立場に立てば、ES細胞樹立に際して「人の尊厳を損なわないよう」とするのは苦しいのではないか。

3. 樹立の要件にある「使用予定」の意味。樹立の審査と使用の審査はどちらが先か。(第 6 条関係)

樹立の際に使用予定を明記することになっているが、樹立の審査と使用の審査の関係はどうなるのか。使用を予定していた研究が使用の審査で駄目になったら樹立したES細胞はどうなるのか。

樹立は注文生産なのか、予定生産なのか。

樹立の際の使用予定は詳細のものではないと考える。

4. 樹立の要件に倫理性を含めなくていいか。(第 6 条関係)

樹立の要件に倫理性が含まれていないのは疑問。

樹立の際には、まず科学的に妥当性があるものを考え、次に倫理的妥当性はどうかという判断があるので、このままでかまわないのではないか。